

令和元年度不服申立ての処理状況について

ここで、不服申立ての件数については、処分ごと、不服申立人ごとに1件としています。

例えば、A局、B区役所が行った部分公開決定それぞれ1件に対して、1通の審査請求書が提出された場合でも、2件の審査請求となります。

また、3名の児童に対して、それぞれ一時保護処分が行われ、それらに対し、保護者から1通の審査請求書が提出された場合でも、3件の審査請求となります。

また、特区認定に対して、近隣住民2名から1通の審査請求書にて審査請求が行われた場合は、2件の審査請求となります。

1 不服申立てについて

① 新規不服申立ての件数について

令和元年度に大阪市に対して新たに不服申立てがなされた件数は329件で、前年度に比べて45件減少しています。

審査庁別の件数は、下表のとおりです。

審査庁	元年度	30年度
市長	296件	253件
教育委員会	4件	6件
人事委員会	3件	1件
選挙管理委員会	10件	1件
監査委員	0件	1件
固定資産評価審査委員会	16件	112件
合計	329件	374件

なお、固定資産評価審査委員会に対する不服申立てが大きく減少していますが、平成30年度が評価替えの年度にあたり、令和元年度は据置年度にあたるためです。

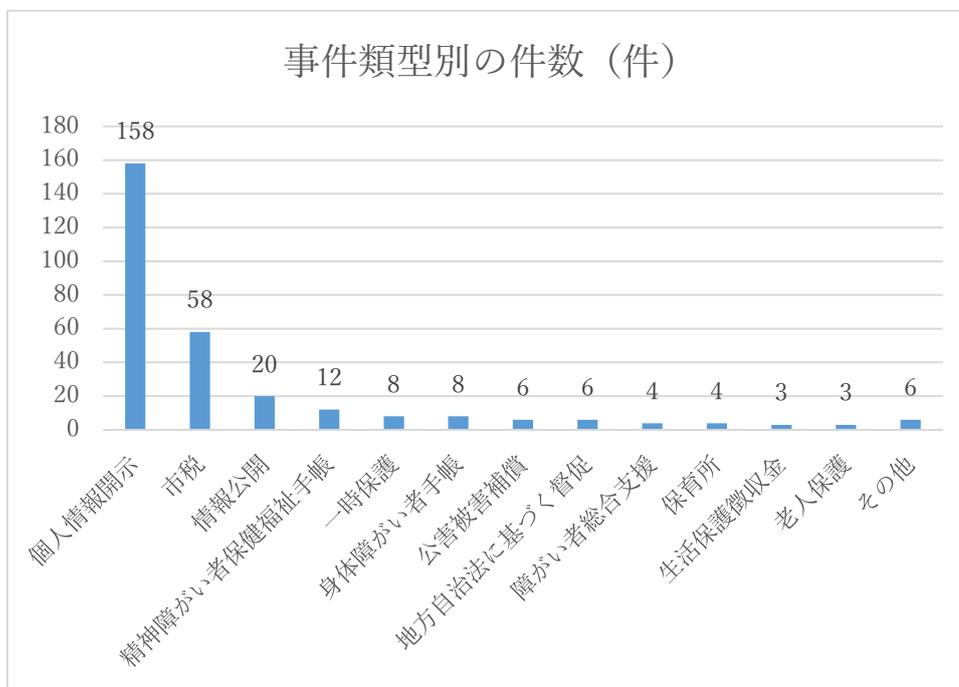
② 市長に対する新規不服申立ての類型件数について

市長に対する新規不服申立て296件の不服申立て類型別の件数は下表のとおりです。

旧法	旧法に基づく処分についての異議申立て	1件
新法	処分についての審査請求	288件
	不作為についての審査請求	1件
	再調査の請求	5件
	再審査請求	1件

③ 市長に対する新規不服申立ての事件別件数について

市長に対する新規不服申立て 296 件の事件類型別の件数は、下記グラフのとおりです。



その他の内訳は、処分性なしとして却下されたもの 2 件、特区民泊に係るもの 2 件、道路認定に係るもの 1 件、住民票に係るもの 1 件です。

④ 令和元年度の不服申立てに係る処理内容別件数について

令和元年度に不服申立てに係る処理が行われた 216 件のうち、処理内容別の件数は下表のとおりです。

なお、却下のうち 2 件、取下げのうち 2 件は、原処分が取消されたことに伴うものです。

認容 ¹	23 件
棄却	91 件
却下	67 件
取下げ	27 件
その他 ²	8 件

¹ 一部認容 6 件を含みます。

² 8 件とも、審査請求人死亡に伴う手続き終了です。

2 新法に基づく審査請求について

以下では、不服申立てのうち、新法に基づく審査請求（処分についての審査請求と不作為についての審査請求）に絞って概要を示させていただきます。なお、令和元年度に新法に基づく審査請求は296件あり、前年度からの持越し263件と合わせた559件のうち、172件について令和元年度中に処理が行われました³。

① 令和元年度に審査請求について処理が行われた件数について

令和元年度に審査請求について処理が行われた172件の処理内容別の内訳は下表のとおりです。

認容 ⁴	14件
棄却	73件
却下	55件
取下げ	23件
その他 ⁵	7件

認容の内訳は、生活保護徴収金4件（2件は答申を受けて）、市税1件（答申を受けて）、情報公開3件（3件とも答申を受けて）、個人情報開示関係6件（4件は答申を受けて）です。

② 令和元年度に裁決等が行われた審査請求についての諮問先等別件数について

令和元年度に審査請求について処理が行われた172件のうち、諮問先等別の内訳は下表のとおりです。

	認容	棄却	却下	取下げ	その他	合計
情報公開審査会	3件	16件	0件	2件	7件	28件
個人情報保護審議会	6件	20件	0件	2件	0件	28件
行政不服審査会	3件	22件	2件	0件	0件	27件
5号適用 ⁶	0件	9件	0件	1件	0件	10件
その他 ⁷	2件	6件	53件	18件	0件	79件

³ なお、令和元年度に処理が行われた審査請求以外の類型は、異議申立て2件、再調査請求3件、再審査請求1件、公職選挙法に基づく異議の申し出10件、地方税法に基づく審査の申し出28件です。

⁴ 一部認容6件を含みます。

⁵ 7件とも、審査請求人死亡に伴う手続き終了です。

⁶ 行政不服審査法第43条第1項第5号に基づき行政不服審査会が諮問不要と決定したもので、身体障がい者手帳に係るもの3件、精神障がい者保健福祉手帳に係るもの7件について、当該決定に基づき、行政不服審査会への諮問を行わず裁決等されました。

⁷ 行政不服審査法第43条第1項のうち第5号以外の理由で諮問がなされなかった事件となります。

③ 令和元年度に処理が行われた審査請求についての審理手続きについて

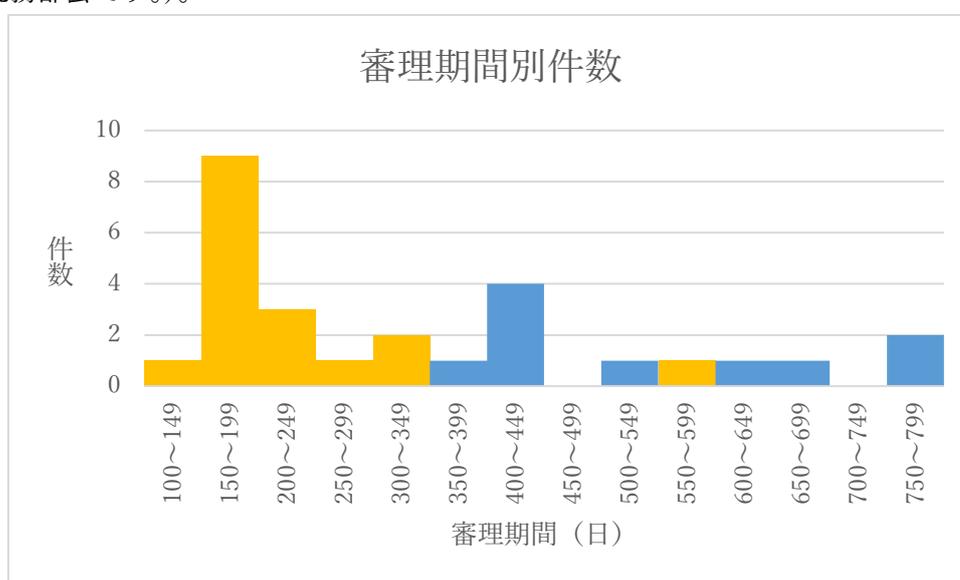
令和元年度に審査請求について処理が行われた 172 件のうち、審理員指名がされたのは 63 件です。そのうち、審理員審理において口頭意見陳述が実施されたのは 0 件でした。

3 審理期間⁸について

審理期間については、審査庁や不服申立て類型によって大きく異なるところですが、ここでは参考に、行政不服審査会、情報公開審査会、個人情報保護審議会の答申を経て裁決され場合の審理期間と、行政不服審査法第43条第1項第5号を適用し行政不服審査会に諮問せずに裁決された場合の審理期間の実績を参考に示させていただきます。

- ・行政不服審査会の答申を受けて裁決された場合

令和元年度中に行政不服審査会の答申を受けて裁決された件数は合計27件であり、審理期間別の件数は下記グラフのとおりです（グラフ中の青色が総務部会で、オレンジ色が税務部会です。）。



また、総務部会、税務部会の内訳も含めた審理期間の平均値等は、下表⁹のとおりです。

	全体 (27件)	総務部会 (10件)	税務部会 (17件)
平均値	340日	542日	220日
中央値	265日	489日	182日
最大値	756日	756日	550日
最小値	120日	367日	120日
8割 ¹⁰	533日	653日	265日

⁸ 不服申立日から裁決日までの日数から不服申立日から補正書提出日までの日数を引いて算出しています。

⁹ 小数点以下四捨五入（以下同）しています。

¹⁰ 8割が収まる日数です。

なお、手続きごとに要した日数の平均は下表のとおりです。

	全体	総務	税務
審査請求から審理員指名まで ¹¹	32日	22日	37日
審理員指名から審理員意見書提出まで	164日	233日	124日
審理員意見書提出から諮問まで	20日	43日	7日
行政不服審査会への諮問から答申まで	90日	191日	31日
答申から裁決まで	33日	53日	21日

「審査請求から審理員まで」を除き、総務部会諮問案件が、税務部会諮問案件より長期間を要しています。特に、総務部会では、「行政不服審査会への諮問から答申まで」がおよそ6倍の期間を要していますが、その原因としては、税務部会案件は全て市税案件で似た事例が多いのに対し、総務部会案件は市税案件以外が全て含まれ、生活保護関係を除き多様な案件が審理されるため、制度の理解や論点整理等に時間を要するためと考えられます。

¹¹ 不服申立日から補正書提出日までの日数を除いています。

- ・情報公開審査会の答申を受けて裁決された場合（19件¹²）

平均値	767日
中央値	787日
最大値	1004日
最小値	487日

- ・個人情報保護審議会の答申を受けて裁決された場合（26件¹³）

平均値	1003日
中央値	1034日
最大値	1386日
最小値	521日

- ・審理員意見書を受けた後行政不服審査法第43条第1項第5号を適用し諮問せずに裁決された場合（9件）

	全体（9件）	身体 ¹⁴ （2件）	精神 ¹⁵ （7件）
平均値	159日	296日	119日
中央値	124日	296日	117日
最大値	305日	305日	145日
最小値	92日	287日	92日

¹² 全件新法に基づく審査請求です。

¹³ 全件新法に基づく審査請求です。

¹⁴ 身体障がい者手帳に係る審査請求です。

¹⁵ 精神障がい者保健福祉手帳に係る審査請求です。

4 その他

・行政不服審査会諮問・答申案件について

令和元年度の諮問件数¹⁶は 16 件で、前年度から 7 件減少しています。部会別の件数は下表のとおりです。

	令和元年度	平成 30 年度
総務部会	6 件	10 件
税務部会	10 件	13 件

また、令和元年度の答申件数は 18 件で、前年度から 7 件減少しています。

なお、審査会において口頭意見陳述が実施されたのは 6 件です。答申の結論別の内訳は、下表のとおりです。

	令和元年度	平成 30 年度
認容 ¹⁷	3 件	4 件
棄却 ¹⁸	14 件	21 件
却下	1 件	0 件

¹⁶ 2 件の審査請求が併合されて諮問されることがあるので、審査請求件数・裁決件数とは一致しません。

¹⁷ 一部認容を含みます。

¹⁸ 一部却下を含みます。